



ドイツの刑事裁判



ニュルンベルクの街並み

私は、平成21年7月から1年間、ドイツの裁判所で研修する機会をいただきました。私が滞在したニュルンベルク（バイエルン州）は、中世の趣が今も街の至るところに残る美しい都市で、年末のクリスマスマーケットには世界中から多くの人々が訪れます。また、研修先のニュルンベルク地方裁判所は、戦後にナチスの指導者達が裁かれた軍事裁判の舞台であり、その法廷は現在も重罪事件の裁判に使用されています。

さて、ドイツで刑事裁判について学ぶ中で、興味深く感じた点がたくさんありましたので、今回は、ある事件の審理を見ながら、そのいくつかをご紹介します。

開廷の数分前、検察官と弁護人が待機する法廷に、20歳過ぎの青年が入ってきました。この裁判の被告人です。しかし、身体拘束はされていません。ドイツでは、重大事件や常習犯罪者は別にして、有罪が確定していない捜査や裁判の段階で被告人を逮捕・勾留することについて、かなり慎重な姿勢を取っています。また、このことについて、捜査や裁判に支障が出るとか、治安が悪くなるとかいった批判はほとんど聞かれません。

開廷時間になり、法壇の後ろの扉から、黒い法服姿の裁判官1人と、私服姿の男女が入ってきました。この二人は、市民の中から選ばれた「参審員」で、裁判官と一緒に合議体を構成して、有罪無罪や量刑について判断します。参審員は5年の任期制で、毎月1回は裁判に参加します。また、バイエルン州では、参審員は公募で選ばれます。今日の男性参審員は、普段は会社に勤めていますが、「刑事裁判に関心があって応募したんだ。参審員の仕事に誇りを持っているよ。」と言います。また、彼によれば、休暇を重視し、互いの休暇を尊重する国民性なので、裁判の間仕事を休むことも気にならないそうです。決して軽くない負担にもかかわらず、公募によって必要数の参審員が得られるのは、参審制度が社会の中にしっかり根付いていることの証であるように感じました。



刑事裁判法廷

審理が始まり、まず検察官が起訴状を朗読しました。被告人が飲食店で友人とけんかになり、店のいすを何度も友人の体に叩きつけて大けがをさせたという危険傷害の事件です。初めに被告人の尋問が行われ、被告人は、友人をけがさせたことは認めるが、初めに挑発したのは友人の方だと述べました。その後、被害者や他の客の尋問が行われましたが、被告

人の言うとおりに、被害者が先に被告人を挑発したようです。

その後、被告人の身上や経歴に関する各証拠が取り調べられました。このとき、日本では、被告人の家族などが出廷し、今後の監督を約束することがよくありますが、ドイツではそのような場面はまず見られません。この違いはとても興味深いですが、その背景には、日本人の集団主義的思考傾向とドイツ人の個人主義的思考傾向をはじめとする、両国民の多面にわたる物の見方の違いがあるように思います。

証拠調べが終わり、最後に、検察官が、200時間の公益的な労働をすることを条件とする執行猶予付きの懲役刑を求め、弁護人もほぼ同じ内容の判決を求めました。

法廷の裏にある評議室で、量刑について合議体の最終評議が始まりました。双方当事者の意見から分かるとおり、ドイツでは、刑の執行を猶予する条件として、病院やスポーツ施設などでの公益的な労働を命じたりすることができます。この制度には受入先の確保や協力、そして地域社会の理解が不可欠ですが、現在のところこれらの点に問題はないそうです。犯罪を犯した者を社会から隔離せず、社会の中で皆で協力してその更生を見守ろうとする意識が表れた、すばらしいシステムだと思いました。評議の結果、合議体は、危険傷害罪により、被告人を200時間の公益的な労働を条件とする執行猶予付きの懲役刑に処することを評決しました。

いよいよ判決の宣告です。判決の主文は、法廷内の全員が起立した状態で宣告されます。張り詰めた空気の中、裁判長がまず宣言します。
イム・ナーメン・デス・フォルクス
 「国民の名において、判決を言い渡す。」

(高知地方裁判所判事補 小畑和彦)



ニュルンベルク地方裁判所の裁判官と